

相模原市営霊園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 2 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 5 9 号

相模原市営霊園条例の一部を改正する条例

相模原市営霊園条例(平成 2 年相模原市条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 2 5 条第 4 項中「当該」を「、当該」に改める。

第 2 7 条第 5 項中「3 0 0 円」を「3 9 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。